

第 1 部第 1 章 大阪府堺市における生活保護世帯に対する 就学支援の取り組み

田村恵美（お茶の水女子大学）

1. はじめに

本章の目的は、大阪府堺市における生活保護世帯への就学支援の取り組みについて報告することである。

これまで社会全体や大人を主体として検討されてきた格差や貧困の問題が、子どもを主体として考えられはじめた。2014年1月17日には「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された¹。その法律に基づき定められた「子供の貧困に関する大綱」（2016年8月29日閣議決定）には子供の貧困に関する指標として、生活保護世帯に属する子どもやひとり親家庭の子ども、児童養護施設の子どものついて、高等学校等の進学率と大学等の進学率等が検討された。その後、子どもの貧困状況等が毎年公表されることとされ、2015年には、全世帯の高等学校等進学率が98.8%、大学等進学率は73.2%（内訳として大学等への進学が51.8%、専修学校等への進学が21.4%）であるのに対して、生活保護世帯の高等学校等進学率は92.8%、大学等進学率は33.4%（進学率の内訳として、大学への進学率は20.0%、専修学校等への進学率は13.5%）であることが示された²。つまり、全世帯と比較して、生活保護世帯の大学等進学率の低いことが明らかである。このことから、生活保護世帯に対する就学支援の取り組みを明らかにすることは重要な意味を持つ。

また、様々な調査研究によって、貧困の世代間連鎖が明らかにされている。子ども期の貧困が多様な影響によって、子どもが進路選択において不利な状況におかれることで低学力や低学歴につながり、それがのちに非正規雇用などの就労状況にもつながり、成人後の低所得や生活困窮に陥ることが指摘されている（道中 2007、阿部 2008、阿部 2014 など）。また、生活保護世帯の子どもの進路に関する研究に関して、子どものライフヒストリーか

¹ 内閣府，2014，「子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行について（通知）」。
〈http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law_tsuuchi.pdf〉（最終閲覧 2017年2月10日）

² 内閣府，2015，「平成27年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」。
〈http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h27_joukyo.pdf〉（最終閲覧 2017年2月10日）

ら、生活保護世帯の子どもは進路選択の際に家庭の影響によるものが大きいと指摘した研究（林 2012）や、大学等進学への阻害要因を描き出した研究（三宅 2014）などが挙げられる。とりわけ、三宅（2014）は、「現在の保護制度においては、養育者や担当SW（ソーシャルワーカー：引用者）という子どもに責任を問うことができない偶発的な要因によって、子どもの「大学等」への就学機会が縮減されている」とし、「①『大学等』への『世帯内就学』を認めただうえで、就学費用に対する保護費の給付を行う可能性」と「②『大学等』への就学費用を軽減する可能性（e.g.授業料無償化、給付型奨学金の拡充等）を検討していく必要がある」と結論づけている³。このことから、実際に生活保護世帯と関わる生活保護担当者およびソーシャルワーカーへの聞き取り調査を通じて、生活保護世帯が高校卒業後に就学する際にどのような現状におかれ、進路選択を行っているかの事例収集を行った。本章では、第2節において全国の生活保護世帯における堺市を位置付け、第3節にて調査概要を示し、第4節にて生活保護担当者へのインタビュー概要、第5節にてケースワーカーからの聞き取りによる事例の概要を示し、第6節において事例によって明らかになったことをまとめる。

2. 大阪府堺市の生活保護率

厚生労働省社会・援護局保護課（2016）によると、2016年2月時点での生活保護率の全国平均は1.7%であり、都道府県別でみると全国で一番高いのは大阪府の3.36%である。さらに、政令指定都市別保護率をみると、今回調査にあたった堺市は3.1%であり、大阪府の5.45%、札幌市の3.84%、京都市と神戸市の3.13%に次いで5番目に高い保護率となっている⁴。このような高い保護率の堺市では、大学等進学についていかなる就学支援を行っているか、また、その後の学生生活などの現状についての調査を実施した。

3. 調査概要

【日 時】2016年12月9日（金）15：00-18：00

【場 所】堺市役所高層館 20階 第二特別会議室

【訪問者】小林、濱中、大島、黄、田村

【応対者】

1. 生活保護担当者（本庁部局）

堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 主査 桜井啓太氏

³ 三宅雄大，2014，「生活保護受給世帯における『大学等』への就学機会に関する研究—養育者とソーシャルワーカーの役割に着目して—」『社会福祉学』第55巻第2号，p.50。

⁴ 厚生労働省社会・援護局保護課，2016，「生活保護制度の概要等について」2016年5月27日第23回社会保障審議会生活保護基準部会参考資料，p.8。

〈http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshi_tsu_Shakaihoshoutantou/kijun23_05.pdf〉（2017年2月10日最終閲覧。）

2. ケースワーカー（グループインタビュー）5名

本調査では、堺市役所において、まず生活保護担当者への聞き取り調査を行い、その後、ケースワーカーへの聞き取り調査を行った。

生活保護担当者への聞き取りでは、生活保護の制度設計やその問題点、堺市の進学状況に関して明らかになった。次に、20代から30代のケースワーカー5名に、これまで担当してきた世帯における進学の状況についてインタビューを行った。インタビュー対象であるケースワーカーのプロフィールは表1-1-1の通りである。

表1-1-1 ケースワーカーのプロフィール（2016年12月現在）

仮名	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
性別	女性	女性	女性	男性	男性
CW歴	2年目	4年目	6年目	3年目	8年目
入職時	福祉職	福祉職	福祉職	事務職	福祉職

4. 生活保護担当者へのインタビュー

4-1 生活保護制度と大学等進学

生活保護制度は、生活を営むために必要な能力があれば活用し、不足している分を保証するというのが制度の原則である。つまり、働けるとみなされる場合は、就労指導される。18歳以降の子どもは就労指導の対象となり、高校卒業後に大学等に進学することは最低生活には該当せず、制度として大学等への進学は認められていない。したがって、子どもが大学等への進学を希望する場合には、「世帯分離」という措置を取り、その学生を生活保護からは外し、世帯から分離する。これまで生活保護の対象とされていた子どもは「世帯分離」となり、生活保護の受給額はその子どもを差し引いた人数で決定される。大学等への進学後は、進学にかかる学費やその学生の生活費は奨学金やアルバイトで学生本人がまかなうことが必要となる。また、学生は、国民健康保険に入ることになり、医療費は実費負担となる。

進学に際して世帯分離の措置をとることから生じる問題として2点挙げられる。第一に、その学生が援助の網から外れがちなのが挙げられる。現在、堺市ではケースワーカーが170名おり、一人当たり80から100世帯を担当している。ケースワーカーは生活保護受給者の家庭訪問を通常の家訪問は多いと月1回、世帯の状況に応じて半年に1回行っている。しかし、世帯分離した学生は援助の外側にいるため対面することができず、学生がアルバイト等の理由で学業に支障をきたしていたとしても、実態の把握と援助が困難であ

る。

第二に、中途退学の問題が挙げられる。前述のように、世帯分離し、進学した学生の実態の把握が困難であることから、大学入学後、次に彼らの状況を把握できるのは中退した時となる。ケースワーカーは、本人からの「大学やめました」や「実は半年前にやめています」等の事後報告を受ける。中途退学を防ぐには実態把握が必要であり、どんな支援ができるかを堺市では検討している。

4-2 堺市における生活保護世帯の進学状況

生活保護世帯には様々な一定の制限があるので、親の制限の中で子どもがどのような将来を考えているのかをケースワーカーは聞いている。ケースワーカー（ソーシャルワーカー）は大学進学の是非について、本来なら本人と話し合っ、自己決定をどのように支えるかが重要である。

堺市では生活保護世帯の子ども 196 名の進路調査を行った。高校卒業時に行ったこの調査における内訳は図 1-1-1 の通りである。

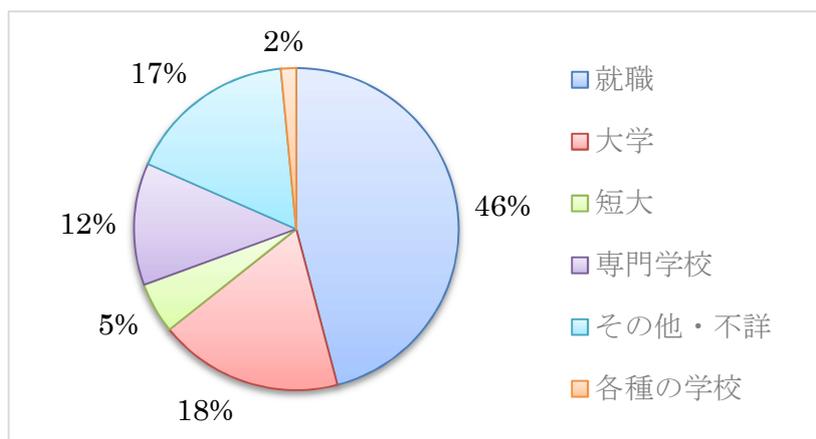


図 1-1-1 堺市の生活保護世帯の進路状況（2016 年度現在）

最も多いのが就職であり、約半数を占めている。一方で、大学への進学は 18%にとどまる。ケースワーカーの訪問から、大学生は実態として、自身の生活費をバイトで賄っているものの、多くは金銭的に厳しい状況であることが把握されている。堺市としては、学生の収入状況を大まかに教えてもらうことにはなっているものの、先述したように生活保護から外れるため、なかなか学生にアクセスできず、実態把握が難しい。また、職業訓練学校の中でも、奨学金を借りていけるような学校であれば行っている人もいる。

4-3 アンケートから明らかになった学生の状況

堺市では 2016 年 10 月 1 日から 12 月 27 日にかけて「堺市生活保護世帯の大学生等の

生活実態調査」を行った。12月9日のインタビュー時点で既に回収されたアンケートの自由記述欄には、「学費の引き落とし日に、奨学金の振り込みが間に合っていない」、「免除制度が今後できるならば、遡って適用してほしい」、「金銭的に厳しい」などが書かれており、大学生等の厳しい現状が伺える。

奨学金に関しては、借用の月額が12万円以上の学生などもおり、返済額が多いため不安という子や、返済を卒業時まで意識していない子もいる。

5. 進学に関する事例概要

5-1 進学できないケース

進学できないケースには、経済的に厳しい、学力的に難しい、親子関係が難しい、保護者の意識、子どもを取り巻く環境による理由が見受けられた。また、それらが複合的な理由となって進学を妨げていることも明らかとなった。

ケース1

- ・現在担当している高校3年生の男子生徒。
- ・父子家庭、父親は65歳を超えている。
- ・進学か就職か迷っている。
- ・本人は、美術の勉強をしたいと希望している。
- ・父親は、奨学金の問題等を聞き、次に借りても返せなくなるのが目に見えているから、「もう就職せえ」と言っている。また、進学について、「何になるんや。美術を勉強したからといって、絶対良い就職に就けるとは限らへん」という意見。さらに、もし進学する場合は、就職してお金が稼げるような美術以外の進学先を希望している。
- ・本人は、一度働いてからお金を貯め、そのお金で進学したいと言っている。しかし、雇用はアルバイトとなり、正社員としての求人がなかなかない。現在は、兄弟が自営をしているお店で手伝いながらバイトをしている。
- ・奨学金について、本人は「返さなあかん、返していくんや」とは思っているが、現状では月々にどれほどの金額を返していかななくてはならないということはある程度分かっていない様子。
- ・高校の先生がどう言っているかは不明。
- ・奨学金の返済問題と就職の問題を抱えている。

ケース2

- ・現在担当している高校1年生の女子生徒。
- ・高校1年生であるため、まだ進路を考えるにあたって差し迫ってはいないが、本人はな

んとなく保育士になりたいと思っている。

- ・アルバイトで貯めたお金を学費に充てていきたいと、情報をネットで検索して、ケースワーカーに話を自ら保育士の話を持ってきた。しかし、夏休みぐらいにテレビでみた保育士の待遇の悪さや奨学金の話を読み、高1の秋には「保育士の給料では奨学金を返せないから」と進学して保育士になることを諦め、就職をすることにした。
- ・現実的な生徒で、保育士の給与面を気にしている。特に、私立保育園は保障されていないことを気にしている。

ケース3

- ・過去に担当した生徒。
- ・母子世帯。
- ・本人は専門学校への進学を希望していた。
- ・高校は私学に通学し、育英会の奨学金を借りていた。そのため、奨学金が高校時のものと専門学校とのダブルになってしまうことで、進学を断念した。
- ・私立高校への進学は、学力的な問題による。受験の際に、公立高校は学力的に難しく、私立高校にしか行けなかったためである。
- ・母親は高校も卒業していないため、進学について否定的な意見だった。
- ・結局、進学せずに就職し、保護からは自立した。

ケース4

- ・女子生徒。
- ・母子世帯。
- ・お母さんは精神的に症状が重く、抑うつが激しい世帯だった。
- ・娘さんは進学やる気満々で、勉強もそれなりにやってきた。
- ・受験料の支払い日にお母さんに任せていたら、お母さんが受験料を支払わなかったために、受験自体ができなかった。
- ・受験勉強もお金の準備も進めてきたが、進学を断念した。今はお仕事をメインにしなから、家の中で浪人している。
- ・もともと、金銭管理がルーズなお母さんだったため、故意で払わなかったわけではないと思う。
- ・現在は、お母さんとの関係が悪化し、家の中が良くない状況になっている。
- ・もしかしたら、お金がなかったのかもしれない。しかし、生活保護の制度上、お金を先に渡すという事が出来なかった。

ケース 5

- ・現在担当している高校3年生の男子生徒。
- ・母子家庭。
- ・生活保護世帯歴は、小学生の時から受けており、少なくとも10年は経過している。
- ・母親が精神疾患を患っており、自傷行為をする。
- ・高校2年秋ぐらいに母親の自傷行為に気付き、不登校になった。自分がいなくなっている間に、母親が自殺するのではないかという怖さから家にいるようになった。夜は、母親の横に寝ている。別々に起きるが、起きるとお母さんの隣にいる状態。
- ・なかなか家から出られず、現在も学校に行けていない。
- ・卒業については、課題を先生が自宅まで届け、提出物で卒業できるようにしている。課題をきちんとこなしているので、卒業はできそうである。
- ・母親は、進学でも就職でもよいと思っている。子ども自身が決めると言っているが、お金のこともあって、子どもは就職をしようと話を進めている。
- ・卒業後の進路として、本人は最初「進学する」と言っていた。しかし、ケースワーカーのBさんとしては、現在の不登校状態になりつつ、アルバイトとして週3回飲食店で働いているという生活リズムと、4月から社会人になってからの生活リズムが正反対で、できるとは思えなかったため、専門学校を紹介した。専門学校を紹介したのは、本人に「何に興味がある？」と尋ねたところ、「整備士」と言っていたので、お金はかかるが自分の興味を持ったことを勉強した方がその子のためになるとBさんが考えたためである。Bさんからの助言があったものの、本人は「お金かかるから」と言って諦めた。その後、働きながら資格がとれる求人を探したが、そのような仕事は無かった。
- ・自動車の整備士であれば、大阪府が実施している資格が取れる（18歳からで、入学金が約2万円）のものがあったため、それを勧めた。しかし、本人は「自動車じゃなくてバイクの整備がしたい」と言っていた。どうやったら就職できるか直接バイク屋さん聞いて、また相談しようというところで話は止まっている。
- ・親子関係というより家庭環境に問題がある。

ケース 6

- ・奨学金を親が使ってしまった。
- ・親子関係が大変だった。
- ・社会福祉協議会（管轄：厚労省）から借りた入学資金のために借りたお金だったが、そのお金をお母さんが使い込んでしまって、進学できなかったケースがある。
- ・手続きはお母さんがし、意見書は市のケースワーカーが書いた。

5-2 進学しているケース

進学しているケースには、本人の学力や家族の理解によって進学できたケースが見受けられる。しかし、進学後は、学生本人およびその家族が無理することによって大学生活の維持が可能となっている状況が明らかになった。学生からソーシャルワーカーへの、「しんどい」「奨学金の返済や将来が心配」「金銭的に苦しい」という言葉の訴えが、彼等を取り巻く現状を如実に表していた。

ケース 7

- ・直接調査を担当した大学2年生。
- ・私立大学の福祉系の学部に進学。
- ・母子世帯、世帯分離中。
- ・奨学金借りながら、アルバイトをし、生活費をまかなっている。
- ・学校の子どもに関わる仕事を希望。高校の先生または児童養護施設の職員（民間）を希望している。そのため、教職の実習と、社会福祉士の実習に3・4年次に行かなければならない。
- ・大学1年生の時は授業の前後で飲食店のバイトを行っていた。現在、金銭的には苦しく、本人が一生懸命やっているから生活が出来ているという状況である。今後に予定されている実習や就活のために、今のうちにアルバイトでたくさん稼いでおきたいと考え、アルバイトを21～25時の時間帯に週5回ぐらいで行っている。
- ・大学は自宅から離れているところで自宅から通学しているため、アルバイトに割ける時間が21時以降などに限られている。そのようなアルバイトを選ばざるを得ない状況である。
- ・真面目な学生なので、バイトも授業も頑張っており、現在は両立できてはいる。
- ・大学3・4年次に、今と同じようにはアルバイトが出来なくなるということから、生活費を心配している。
- ・奨学金についても、私立大学なので借用額が大きくなっており、将来の返済のために今のうちにアルバイトをしておきたいと言っていた。夏休みは掛け持ちでアルバイトをしたりしている。
- ・高校の先生に就職が出来たら良いが、民間の児童養護施設に就職となると、給与が少額なので、今からお金の面で心配をしている。ただ、本人は今の状況が普通の生活だと思っているため、アルバイトを深夜の時間帯にも入れ、必死に学生生活を頑張っている状況である。面談の際に、漠然と困っていることを聞いたところ、その時には金銭的な心配は出てこなかったが、よくよく話を聞いてみたら金銭的な心配をしていたことが分かった。

ケース 8

- ・大学2年生。
- ・体調を崩して、結核にかかった。
- ・学校も数週間休んで、すぐに復学はできたが、体力面からしばらくアルバイトが出来なかった。その時は「しんどかった」と、調査の中でも話していた。
- ・国公立大学の法学系に行っている学生なので、奨学金の借りている額も多くはないが、授業料ぎりぎりの額しかもらっていないので、しんどかったという。
- ・大学でウイルスをもらってきたかは分からないが、結核が流行っていた。
- ・お母さん曰く、栄養不足もあったかもしれない。切り詰めた中で、その子自身も忙しく、部活動もやっていたので、アルバイトの時間も少なく、生活費は家庭からの給付と言う中で、切り詰めての食事だったので、「もうちょっと栄養のあるもの食べさせたらよかつたのかな」という話はあった。
- ・大学の対応については、特に聞いていない。
- ・本人と話したところ、授業料の減免はされていないとのこと。知っていて手続きをしていないのか、該当しないのかは分からない。

ケース 9

- ・大学2年、男の子。
- ・奨学金とアルバイトで賄っている。
- ・通学費のことについて、困っている。母親から聞いた話で、定期代が毎月ぎりぎりなので、本当は3か月買った方が安い、買うためのお金の余裕がないので、1か月ずつ買うしかない。

ケース 10

- ・現在担当している子ども。
- ・大学1年生の女子学生。
- ・芸術系美術の大学に進学。
- ・バイトをしていない。週5で朝から大学に行き、10時に帰宅。土日にも授業が忙しく、そもそもアルバイトをする時間につくれない。
- ・奨学金は第一種の5万4千円のを借りている。家庭からの給付がないと、学生生活がままならない状況。
- ・芸術系なので就職口も乏しく、将来に関する不安がアンケートから分かった。
- ・就職活動にお金がかかる、その覚悟が難しいのではないかという現状がある。
- ・周りも課題を受け、学業の中で回りと競わされている環境もあるように思う。本人も人

生がかかっているようで、ひとしきり頑張っており、そもそもアルバイトができない。朝7時起床、22時帰宅というような生活であり、家族のだんらんの時間さえも週平均で1～5時間の間。家族の関係性が薄れている。

- ・大学の授業が厳しい。
- ・制作にお金も時間もかかる。
- ・お母さんも芸術系の大学出身で、気持ちが入っているのだと思う。

6. おわりに

生活保護世帯の大学等への進学について、現行の制度では世帯分離という制度によって進学が可能になるものの、進学した学生の状況把握が困難であり、適切な支援が行えていないことが明らかとなった。学生が必要としている支援を適切に行うために、状況把握が必要である。

また、全国の全世帯の大学等の進学率と比べ、生活保護世帯の大学等の進学率は低いが、それは進学を希望していないことと必ずしも同じ意味ではないことが、数事例ではあれ確認することができた。進学できなかったケースにあるように、本人は大学等への進学を希望しつつも進学が叶わなかった背景には、経済的に厳しい、学力的に難しい、親子関係が難しい、家庭環境による理由が挙げられる。また、それらが複雑に絡み合い、複合的な理由となって進学を妨げていることも明らかとなった。

これらの事例から、現行の制度における問題点が明らかになり、ひとつひとつの事例によって子どもの置かれている複雑な状況を把握し、一人ひとりの子どもの将来の選択肢が生まれ育った環境によって制限されることがないように、多数の支援策が必要であることが浮かび上がった。

参考文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』岩波書店。
- 阿部彩, 2014, 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える—』岩波書店。
- 林明子, 2012, 「生活保護世帯の子どもの生活と進路選択—ライフストーリーに着目して」
日本教育学会『教育学研究』第79巻第1号, pp.13-24。
- 道中隆, 2007, 「保護受給層の貧困の様相—保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」『生活経済政策』No.27, pp.14-20。
- 三宅雄大, 2014, 「生活保護受給世帯における『大学等』への就学機会に関する研究—養育者とソーシャルワーカーの役割に着目して—」『社会福祉学』第55巻第2号, pp.40-53。

第1部第2章 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ における教育費負担と経済的支援に関する調査

田村恵美（お茶の水女子大学）

王帥（東京大学）

1. はじめに

本章では、厳しい経済状況におかれている世帯の教育費負担や経済的支援の状況についての実態把握を行うために、ひとり親世帯の事例を報告する。事例は、シングルマザーの当事者が中心となって組織された団体であるNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむへのインタビュー調査を通じて収集された¹。得られた事例から、特に、ひとり親世帯で育つ子どもの家庭状況や進学状況、奨学金の認知度等について取り上げる。

本章の構成は以下のとおりである。第2節でひとり親世帯を取り巻く状況を把握したのち、第3節にて事例の報告を行う。さらに、第4節にてインタビュー調査を通じて明らかになったことをまとめる。

2. ひとり親世帯を取り巻く状況

ひとり親世帯を取り巻く状況は非常に厳しい。阿部（2008）は「母子世帯で育つ子どもの半数以上が貧困状況にある」こと、および、「母子世帯ほどではないものの父子世帯の貧困率も19%と高い」ことを指摘している²。また、ひとり親世帯の子どもの進学や進路選択の状況はどうであろうか。内閣府が公表した「平成27年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によると、高等学校卒業後の進路について、全世帯の進学率が、大学等進学率51.8%と専修学校等進学率21.4%を合わせた、73.2%であるのに対し、ひとり親世帯は大学等進学率23.9%と専修学校等進学率17.8%を合わせた41.6%である³。つまり、ひとり親世帯の子どもの高等学校卒業後の進学率は全世帯と比較すると極めて低い状

¹NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむは、1980年に発足し、2002年にNPOになった、当事者が中心のNPOである。ビジョンとしては、「シングルマザーが子どもといっしょに生き生き楽しく生きられるように、ママを勇気づけ、社会で活動できる支援」を行っている。現在、関東を中心に200人以上の会員と賛助会員がおり、全国にわたる活動が行われている。会員には離婚や非婚・未婚、死別のシングルマザー、シングルファーザーのほか、サポート会員もいる（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむのホームページ（<http://www.single-mama.com/introduce/>）による）。

²阿部彩，2008，『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』岩波書店，p.57。

³内閣府，2015，「平成27年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」（http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h27_joukyo.pdf）（最終閲覧2017年2月10日）

況であるといえる。

すでに社会福祉学や教育学等の分野における諸研究の蓄積によって、子どもの頃の貧困が様々な影響を及ぼして低い学歴達成をもたらし、それが雇用の問題とも結びつくなど、ひとり親世帯の親や子ども個人の努力では越えられない壁がいくつも存在していることが明らかになっている（子どもの貧困白書編集委員会編 2009、神原 2014 など）。ひとり親世帯が上記のような厳しい状況に置かれている原因にはどのようなものがあり、どのような支援が必要であるのだろうか。本章では、その実態を把握するために、ひとり親世帯やその子どもへの支援を継続的に行っている、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむへのインタビューを行った。

3. 調査概要と聞き取り内容の要旨

日 時：2016年12月1日（木）13:30～14:30

場 所：東京大学大総センター308号室

応対者：NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長 赤石千衣子氏

訪問者：小林雅之、小杉礼子、堀有喜衣、日下田岳史、田村恵美、王傑、王帥

3-1 家庭の事情について

ひとり親世帯の家庭の事情は様々であり、複合的な問題を抱える家庭が多い。例えば、シングルマザーにとって、仕事と子育ての両立は難しく、経済的に大変苦しい状況である。また、経済面での困難を抱えた家庭だけではなく、知的障害を抱える子どもの家庭もあれば、親子関係がうまくいかない家庭もある。

さらに、子どもの学習状況については家庭によって異なり、家庭の経済状況が恵まれていない中でも勉強ができる子どももいれば、学校の勉強についていけない子どももいる。このように家庭の事情が異なるが、ひとり親世帯が普遍的に抱えている問題は、経済的に恵まれていないということである。

3-2 子どもの進路選択について

ひとり親世帯の経済状況は恵まれていないものの、順調に大学まで進学する子どももいれば、基礎的な学力が不足しているために進学できない子どももいる。経済的な事情により進学が困難な子どもに対しては、特定の分野への進学や特定の職業に就くことを条件とした経済的な優遇策が用意されていることもある。ただし、親の意見としては、経済面での優遇があるからといって、必ずしも子どもにその特定の進路を選ばせたいわけではないという。この意見には、子どもの希望と夢を最優先に尊重するという親の思いがある。子どもの希望と夢を実現するために支えていきたいと思いつつも、現実的には経済面で困難を抱えているというひとり親のジレンマが示されている。また、子どもの進路選択の際、

学校以外に進路に関して相談できる人材や施設等が求められている。

3-3 進学しない理由について

ひとり親世帯の子どもは、基礎学力が低く、進学しないケースがかなり多い。学校での授業の補習を行う塾などにも行けず、中学校の学習についていけない子どもも多い。その理由としては、やはり家庭の金銭面的な理由が一番大きい。

さらに、大学進学を希望すれば、中学前から進学塾に通う必要があるため、塾代の出費が大きい。それらに加えて高校の費用（私立高校に進学すればさらに高額になる）と大学入学時の費用を合わせれば、経済的負担がかなり重い。もちろん奨学金の利用が可能であるが、将来の返済を考えると、その金額がひとり親世帯の経済能力をはるかに超えているため、奨学金が決して利用しやすいわけではない。子どもが小さい頃からの金銭的な積み重ねがないと、子どもの学習と進学に影響を与える可能性が高い。

3-4 奨学金のイメージについて

家庭の経済状況による進学の困難さは、奨学金を利用すれば子どもの進学機会を保障できる。ただし、奨学金を借りても、将来の返済が大変なために利用を避ける傾向がみられる。ひとり親世帯の奨学金へのイメージは、世間の一般的な認識に止まり、マスコミの報道に影響されやすい。とりわけ、最近は過酷な奨学金返済で貧困者が続出しているというような報道が多く、ひとり親が奨学金を借りたくないというイメージが強い。

3-5 奨学金の認知度について

ひとり親世帯において、奨学金や授業料減免などについての認知度は必ずしも高くない。そのため、NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむでは、子どもの教育費についての情報をまとめた冊子『子どもの教育費、どうする？—教育費サバイバル準備読本』を無料で配布し、情報提供を行っている。しかし、より広く奨学金の情報が伝わるためには、進路指導を子どもに直接行える学校の先生が教育費や奨学金に関する知識を持つ必要があると考えられる。

3-6 給付奨学金について

現在議論されている給付奨学金について、給付額が低くても、ひとり親世帯の子どもたちの生活と学習に役立つと考えられる。給付奨学金をもらえるのであれば、子どもたちのアルバイト時間を減らすことができ、その時間を勉強に充てることができる。また、給付奨学金制度があるだけで、ひとり親が希望を持つことになり、家庭の安定にもつながる。

3-7 進学を促進するための方法について

子どもの学習面から生活面までをフォローするためには、集中的な人的資源の投入と手厚い支援が必要である。実際に、子どもと母親と一緒に図書館に通い、子どもが文字を読むことに抵抗感がなくなることで、子どもの復学につながったケースもある。地域の児童館で母親の集まりを企画したり、シングルマザーのための居場所をつくったりするなど、地域にシングルマザーが通える場所づくりが重要である。さらに、学習面では、基礎的な学力が低い子どももいるため、学校が基礎学力の低い子どもを取りこぼさないで欲しい。

3-8 NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの活動について

特徴的な支援活動は次の3つである。第一に、学習支援のための家庭訪問を行っている。小学校6年生と中学校3年生の家庭を訪問し、学習支援を行っており、これらの活動には一人当たり年間計30万円ぐらいの経費がかかる。

第二に、先述した『子どもの教育費、どうする？—教育費サバイバル準備読本』の出版と配布を行っている。現在は、企業の寄付で配布部数を増やしている。子どもの教育費について、情報の提供を行う活動のみならず、ファイナンシャルプランナーに相談する無料イベントを開催している。このイベントでは、実際に多数の相談を受けた。

第三に、経済的な支援として、入学のお祝い金を支給している。今年は会員限定ではあるが200名に3万円を支給した。さらに、小学校入学を控えている会員の家庭にランドセルを寄贈した。

3-9 残された課題について

シングルマザーの家庭は、複合的な要因で様々な問題を抱えるため、実際に家庭に入ってみないと、家庭の事情は分からない。その一方で、外側からの支援が家庭のどこまで介入してよいか問題となる。

また、進学を希望する子どもを対象に無料学習塾のような補習活動を行うのであれば、ある程度は子どもの学力向上に役立つ。ただし、家庭に複合的な問題がある場合には、単なる学習の補習活動だけでは、根本的な問題を解決できないことが多い。

さらに、シングルマザーや子どもへの支援にあたり、専門的な人材が不足している。心理カウンセラーのような専門的な知識がないと、子どもが心を開くのが難しく、専門的な人材の養成が急務である。

子どもの教育費に関する開催イベントでは、教育費に関する問題はファイナンシャルプランナーが対応できるが、相談に来た親から、子どもの適正をどう見つけていくのか、という質問も出る。経済面での相談だけでなく、子どもの可能性について相談できる体制も必要となる。

全体として、シングルマザーの生活が大変であるため、学校と家庭以外の何かの環境や支援策をつくっていくということが大事である。それと同時に、社会の協力も必要である。

4. おわりに

以上の事例から、ひとり親世帯の教育費負担や経済的支援の状況に関してまとめると、次の二点を指摘できる。

第一に、ひとり親世帯が抱えている様々な困難は、複合的に問題が存在しているという点である。進学を阻害する要因の一つとして進学費用などの経済的な面を指摘できるが、進学に至るまでの過程として、家庭での学習環境が整っていないために、普段の学校生活における学習についていくことができず進学するための学力が身につけていないケースが多い。また、学力の問題のみならず、ひとり親世帯をサポートするための人的資源が不足しており、支援の手が行き届いていない現状が浮かび上がってきた。これらのことは既に他の調査において明らかにされており、周知のことではあるが、改めて指摘しておきたい。

第二に、ひとり親世帯にとって必要な情報が共有されていないことが挙げられる。大学進学に関しては、奨学金や授業料減免などについての認知度が必ずしも高いとは言えない。そのため、ひとり親世帯でもアクセスしやすい方法で、それらの情報を共有することが必要である。

最後に、本調査は、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむへのインタビュー調査を通じた一つの事例調査に過ぎない。教育費負担や経済的支援の観点から、ひとり親世帯の抱える困難を解決するためには、より一層の細かい実態把握とそれに応じた多様な支援策を打ち出すことが今後の課題であるといえよう。

参考文献

- 阿部彩，2008，『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』岩波書店。
- 阿部彩，2014，『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える—』岩波書店。
- 神原文子，2014，『子づれシングルと子どもたち—ひとり親家庭で育つ子どもたちの生活実態』明石書店。
- 神原文子・NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西編，2012，『ひとり親家庭を支援するために—その現実から支援策を学ぶ—』大阪大学出版会。
- 子どもの貧困白書編集委員会編，2009，『子どもの貧困白書』明石書店。

第1部第3章 ハローワーク調査

日下田岳史（大正大学）

本章では、経済的な理由で進学を断念して就職した高校生の事例を報告する。事例は、複数の委員がハローワーク飯田橋を訪問し、関係者から聞き取り調査を行う形で収集された。高校生の就職活動の流れに対して本報告を位置付けてから、事例の概要を示す。

1. 高校生の一般的な就職活動の仕組みに対する事例報告の位置付け

新規高卒者の就職活動の仕組みは、高校や労働行政が関与する「組織化された就職指導」（堀 2016 p. 4）だと言われる。その仕組みの一端は、次の通知から読み取れる。

平成 29 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦 及び選考開始期日等について

このたび、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討会議を開催し、平成 29 年 3 月に高校を卒業する生徒等の採用選考期日等について取りまとめました。

【新規高等学校卒業者の採用選考スケジュール】

- ハローワークによる求人申込書の受付開始・・・・・・・・・・6月20日
- ※高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなる。
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始・・・・・・・・・・7月1日
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始・・・・・・・・・・9月5日
(沖縄県は8月30日)
- 企業による選考開始及び採用内定開始・・・・・・・・・・9月16日

【出典】厚生労働省ウェブサイトより筆者作成。強調は筆者による。

求人元の企業は、所轄のハローワークで求人票の確認を受け、採用希望の高校に求人票を送る（堀 2016 p. 5）。高校生は、必ず学校またはハローワークを通じて就職活動を行うことになっており、直接企業に接触して就職活動を行う大学生とは異なっている（前掲書）。高校生が企業を訪問するのではなく、企業が高校を訪問するのである。そして応募書類は学校から企業へ提出される。これらのスケジュールは、高校団体・経済団体・行政機関によって定められている。高卒就職の求人開示から採用内定に至るスケジュールは、大学生の就職協定とは異なり、かなり守られてきた（前掲書）という。

上記の厚生労働省の通知のほか重要なポイントは、いわゆる「1人1社制」である。例えば厚生労働省東京労働局は、平成29年3月新卒者の募集・採用に関連して、企業に対して「1人1社制」を次のように説明している。

新規高等学校卒業者の採用選考時における応募・推薦方法は、従来、1人の生徒が、ある会社の募集に応募した場合、その選考結果が決まらない限り他の会社の求人に応募できない、いわゆる「1人1社制」といわれる就職慣行により行われてきました。

この応募・推薦方法は、企業が、その採用計画に基づいて高等学校からの推薦により円滑、かつ、短期間に採用選考を行うことができるという利点がありましたが、近年の新規高等学校卒業者の就職を取り巻く環境が大きく変化する中、生徒の応募機会を制限している等の指摘がされていました。

(中略)

今年度における新規高等学校卒業者に係る応募・推薦については、「推薦開始日から1人1社の推薦とするが、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認める。」との申し合わせを行いました(略)。

なお、この取扱いについては、平成15年度から平成27年度までの申し合わせと同様であることを申し添えます。

【出典】厚生労働省東京労働局ウェブサイト

これらのスケジュール(「組織化された就職指導」(堀 2016 p.4)が想定するスケジュールだと考えてよいだろう)に則って企業の採用や高校生の就職活動が行われる限り、高校生は主に高校を介して企業と出会うことになる。

本章の目的は、経済的な理由で進学を断念して就職した高校生の事例を報告することである。しかし、先に述べた理由により、経済的な理由で進学を断念した生徒が必ずハローワークを直接訪問して職業紹介や就職支援を受けるとは限らない。例えば、高校二年生が、三年生への進級を目前に控えた時期に、家庭の経済的状況を考慮のうえ進学を断念して、就職を目指すとしよう。この時、その高校生は、「組織化された就職指導」(堀 2016 p.4)が想定するスケジュールに則った就職活動が可能である。それでは、経済的な理由で進学を断念した高校生がハローワークを訪問して、職業紹介や就職支援を受けるのは、どのような場合なのであろうか。

「高校生は、『組織化された就職指導』が想定するスケジュールに則って就職活動を行うならば、ハローワークを訪問しない」という関係が一般的に成り立つとすれば、当該関係の対偶、すなわち「高校生は、ハローワークを訪問するならば、『組織化された就職指導』が想定するスケジュールに則って就職活動をしていない」という関係も、一般的に成り立つ。つまり、ハローワークへの訪問

¹ 「組織化された就職指導」(堀 2016 p.4)には、「推薦指定校制」や「実績関係」と呼ばれる概念も含まれているが、これらの概念は本章では触れない。

調査を行い、経済的な理由で進学を断念して就職した高校生の事例を収集するという事は、「組織化された就職指導」が想定するスケジュールに則る就職活動をしなかった（あるいはそのような就職活動をしたくてもできなかった）高校生の事例を集めることを意味している。以下で報告する各事例は、そのような性質を持つものである。

2. 経済的な理由で進学を断念して就職した高校生の事例の要旨

日時	平成28年12月14日14時～16時
場所	ハローワーク飯田橋
訪問者	江原、王、小林、濱中、朴澤、日下田
対応者	雇用開発第一部長 山本貴彦氏 ジョブサポーター 阿部純一氏 事業所第三部門統括職業指導官 石井克枝氏 事業所第三部門就職促進指導官兼上席職業指導官 竹内克浩氏 東京労働局職業安定部職業安定課長補佐 茂原徳雄氏 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年雇用対策室若年者就職援助係長 大坪祥一氏

経済的理由により進学を断念し就職したハローワーク飯田橋管内（千代田区、文京区、中央区、島嶼地区）の高校生の各事例の概要は、次の通りである。

ケース1

- 私立女子校普通科に通う三年生
- 高成績
- 家庭の事情により私大受験不可、浪人不可という状況で関東圏外の銘柄国立大学のみ受験するも、不合格。
- もし合格していたら、アルバイトをしながら進学するつもりであった。
- 母からハローワークに行くよう言われて来所、まじめに就職活動支援を受けた。
- 高校からジョブサポーターについて情報提供があった。
- 3週間で医療事務職の内定を得ることができて、4月1日に就職した。
- 給付奨学金があれば、大学進学が可能だったケースかもしれない。

ケース 2

- 私立女子校（幼稚園から短大まで持つ私学）普通科に通う三年生
- 母子家庭。年子の兄も、高校三年次に就職を決意。
- 短大進学志望（保育系志望）があるも、9月に母と来所。
- 高校が娘の就活の面倒をみてくれないとのこと。母が高校への感情的問題を持つ。
- 低成績。本人は勉強したくないが、進学はしたい。
- 学校の先生には進学意思を伝えづらい状況にある。
- 単位がとれず、高校の卒業可能性に問題があり、就職活動を円滑に進められない。

ケース 3

- 私立女子校（中学から短大まで持つ）普通科に通う三年生
- 成績中位。
- 高校二年次に父の会社の経営状況が悪化し、家を売却。引越で高校まで遠くなる。
- 高校二年次は、欠席日数が 78 日。
- 「まわりのみんなは進学するのに…」といったメンタル面の課題あり。
- 高校三年次の欠席日数は、ほぼゼロ。
- 警備会社に就職。高校二年次の欠席日数の多さは、家の老人の面倒をみていたことにして、面接をのりきった。

ケース 4

- 都立定時制高校に通う三年生女子
- 母子世帯で、妹が 2 人いる。
- ひもじい思いをいつもしていた。
- 家族においしいものを食べさせてあげたい。
- いつもアルバイトをしていた。働きながら高校に通っている。
- 短大進学を希望するも、2 人の妹を進学させるため、断念。
- 本人は高校の先生に就職について話をせず、学校側も知ろうとしない。
- 料理人をめざし、飲食業界に就職。調理免許取得希望あり。

ケース5

- 私立高校普通科に通う三年生男子
- 成績中位。
- 高校三年次の9月に両親が離婚し、父子家庭化。
- 本人の進学費用が離婚した母親に流れ、進学を断念。
- 「なぜ自分が巻き込まれるのか…」といったメンタル面の課題あり。
- 本人はパソコンが好きでIT関係に進みたいという考えがあったが、他業種へ。

島嶼地区の事例

- 島嶼地区にはハローワーク職員が直接出向き、必要な情報提供を行っている。
- 中学生の中には、貧しいから島にある高校に行くと堂々と言う生徒もいる。
- 社会科教員志望の高校二年男子の親は、「大学なんかとんでもない」と言っている。
- 大学二部（夜間）と学生就労（昼間の短時間就労。4～5時間）という組み合わせを検討。具体的には東洋大学二部を想定している。

3. 考察

以上の事例から、三つの解釈が提示できると思われる。

第一に、三年生に進級してから急な進路変更を行った高校生は、高校からの職業紹介や就職支援を受けづらい場合がある。例えば大学進学準備を進めていた高校三年生が、家計急変を受けて急遽、進路変更を行った場合、高校では職業紹介等を受けづらいことがある。進学という本人の所期の希望実現を支援するためには、所得連動型奨学金や給付制奨学金といった経済支援施策が、効果的であると考えられる。

第二に、「まわりのみんなは進学する」ような高校では、経済的な理由から進学を断念して就職を希望する生徒が、高校からの職業紹介や就職支援を受けづらい場合がある。それは、生徒の「メンタル面」が原因になっていると見なされることもあれば、教員に職業紹介や就職支援のノウハウが少ないという要因があることも推測される。

第三に、高校（教員）と生徒との間に信頼関係が必ずしも構築されていない場合、やはり高校からの職業紹介や就職支援を受けづらい場合がある。

最後に、事例報告から引き出される政策的含意について、先に示した第一の解釈を念頭に置きながら、試論を述べておきたい。

所得連動型奨学金や給付制奨学金の導入といった、学生への経済支援施策が矢継ぎ早に繰り出されている。この施策は、学生が学ぶ意欲を持ちながらも家庭の経済的な理由により進学を断念することがないように社会の実現を目指して、行われるものだと言える。本章で報告された各事例には、

経済支援施策で学生の進学希望の実現が期待できたかもしれない事例もあれば、そうではない事例もある。このような複数の事例の存在は、家庭の経済的な理由により進学を断念することがないようにするためには、学生への経済支援施策はもとより、高校生の事情に応じて複数の施策を組み合わせた支援を行う必要があることを示唆している。

やや踏み込んで言えば、所得連動型奨学金や給付制奨学金を活用する機会にたどり着かないと思われる高校生も、存在している。例えば一人親家庭で育った子供は、基礎学力の獲得に不利な環境に置かれることがある。そういった子供達に必要な支援は、所得連動型奨学金や給付制奨学金といった、後期中等教育段階になってから活用が視野に入る制度だけではなく、基礎学力の獲得を支援する早期からの働きかけも、重要だと考えられる。

他方、ケース1のように、成績が高いながらも家計の都合で私立大学の併願が難しく、国立大学のみ受験して、結果として大学進学を断念せざるを得なかった事例は、後期中等教育段階で申請できる所得連動型奨学金や給付制奨学金の有効性を、強く示唆している。ケース1の他、成績が一定要件を満たし大学進学の準備をしていながらも、高校3年次に家計が急変して進路変更を余儀なくされる人もいる（この例は、ケース5と似ているのかもしれない。ただし、ケース5には「メンタル面の課題」があることに、留意が必要である）。経済支援施策は、そういった人たちの進学希望の実現にも資すると考えられる。経済支援施策が効果を発揮するのは、これらの事例においてだと言える。後期中等教育段階に入ってから活用が視野に入る経済支援施策の効果が及ぶ範囲を、政策立案者は、あらかじめ見定めておくことができるし、そうすることが望ましいのかもしれない。

改めて述べるまでもなく、学生への経済支援施策は、必要である。ただし、それだけで施策の目的が完全に達成される訳ではない。一人一人の事情に応じた多様な支援の手が現在以上の水準で行き届くような、弾力的な制度の設計が求められる。そのような制度設計のためには、子供に対するどのような働きかけが、どのような時期に有効なのかという問いに応えるような、政策科学的研究の蓄積が必要である。

引用文献

堀有喜衣，2016，『高校就職指導の社会学 「日本型」移行を再考する』勁草書房。

独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト http://www.jil.go.jp/rodoqa/07_jinji/07-Q02.html （2017年2月10日最終閲覧）

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000115848.html> （2017年2月10日最終閲覧）

厚生労働省東京労働局ウェブサイト <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/014/2/9416/2016812103454.pdf> （2017年2月10日最終閲覧）

第1部第4章 JAIC 研修参加者へのインタビュー調査をもとにした 大学中退者の事例分析

岩田 弘三（武蔵野大学）

1. はじめに

昨年度は大学中退者を対象にすえた調査としては、大学中退者に対するアンケート調査と、大学教職員へのヒアリング調査を主として行った¹。しかし、それらの調査だけでは、大学中退者の行動・意識の深層にまで踏み込んで、その実態を浮き彫りにすることは、難しさをともなった。なぜなら、アンケート調査の場合、調査項目の設定は、分析者側の観点でなされることになる。それゆえ、その観点が分析対象、つまり大学中退者側にとって真に重要な意味を持つ行動・意識の実像と、かならずしも一致していない場合も出てくるからである。同様に、大学教職員へのヒアリング調査は、2次情報にすぎない。そして、そこで語られる大学中退者像もまた、大学教職員の観点が混じり込む、というバイアスがかかっている可能性が存在するからである。

その穴を埋めるための一つの手段は、大学中退者本人を対象にしたインタビュー調査である。しかし、それは、とくに微妙なプライバシーの問題をともなうがゆえに、対象者補足の段階から、大きな困難に直面することになる。しかし、今年度は、(株)ジェイック（JAIC）からの協力の申し出もあり、大学中退者24人へのインタビュー調査が可能になった。

そこで、本章では、そのインタビュー調査の分析を行うことによって、大学中退者の行動・意識の実態を明らかにしていきたい。

2. 調査の概要

2-1. 調査対象

今回のインタビュー調査対象は、JAICの「営業カレッジ」研修コースの参加者のなかに含まれる大学中退者である。JAICは、厚生労働省より職業紹介優良事業者として認定を受けている会社であり、中小企業を対象にして、社員教育、セミナー、就職支援、転職支援などの就職支援事業を展開している。その事業の一部として開設されているのが、「営業カレッジ」である。それは、既卒・第二新卒・中退者・フリーターを対象とする、年齢的には20代限定の無料の就職支援コースである。このコースでは、就職講座、就職アドバイザーによる個別サポートを中心とする研修、さらに最終的には就職企業の紹介・斡旋をとおして、研修者の就職支援を行っている。

なお、今回の調査対象について正確に言えば、本調査の趣旨を説明した上で、積極的に協力

¹ 小林雅之<編>「経済的理由による学生等の中途退学の状況に関する実態把握・分析等及び学生等に対する経済的支援の在り方に関する調査研究（文部科学省先導的の大学改革推進委託事業）報告書」2016年。

に同意してくれた大学中退者に限られている。ただし、JAIC の担当者の説明によれば、この調査への協力の意思表示をもらえなかった大学中退者は、数名に留まるとのことであった。

調査時期は、2017 年度後半であり²、時間帯としては JAIC 研修終了後の夕刻に行った。

調査実施者は、岩田弘三、江原昭博、王帥、小杉礼子、小林雅之、藤森宏明、堀有喜衣、谷田川ルミ、下瀬川陽である（調査研究委員及研究協力者名簿記載順）。なお、3 件は、調査対象者 1 名に対し、2 名の調査実施者が面談を行う形式で実施している。しかし、それら 3 ケースを除く 21 件については、基本的には調査対象者と調査実施者とが 1 対 1 で面談する形式で実施した。

2-2. 調査項目

今回のインタビュー調査項目は、表 1-4-1 に示したとおりである。

なお、章末には付表として、この章での記述に関連する調査項目を中心に、主要なものだけを抜粋した、JAIC 調査記録を付けておいた。

表 1-4-1 インタビュー質問項目

<p><u>1. 就職活動について</u></p> <p>○ジェイックを知ったきっかけは何ですか。また、なぜ利用しようと思いましたか。</p> <p>○どのような就職活動をされていますか、希望する働き方（職種、勤務形態、労働条件）についてもあわせてお教え下さい。</p>
<p><u>2. 現在の生活状況について</u></p> <p>○現在の生活はどのような状況ですか。特に経済的に、暮らし向きはどのような状況ですか。</p>
<p><u>3. 学校生活について</u></p> <p>○大学への進学理由は何でしたか。入学した大学をどのくらい志望していましたか。</p> <p>○中退した大学名、専攻名をお教えてください。</p> <p>○大学入学前後で、大学生活に対するイメージに変化（ギャップ）はありましたか。</p> <p>○在学時、アルバイトをしたり、サークル・部活やゼミ活動に参加していましたか。</p> <p>○学費は主にどのようにして払っていましたか。（親・家族、奨学金・ローン、授業料減免、アルバイト、その他（ ）</p> <p>○生活費は主にどのようにして払っていましたか。（親・家族、奨学金・ローン、アルバイト、その他（ ）</p>

² JAIC 研修日をもとに、サンプル個人が特定される可能性があるため、それを避けるため、詳細な調査時期の記載は控えることにした。

○奨学金を受けていましたか。

日本学生支援機構第1種、日本学生支援機構第2種、給付型奨学金、貸与型奨学金(学資ローン)、授業料減免、その他

○大学生活で悩みなどは何かありましたか。

4. 奨学金を受けていた方へ

○奨学金の返済はどのような状況ですか。

返済中、返済完了、返済猶予、未返済
奨学金の返済は負担ではありませんか。

5. 中退について

○いつ中退することを決めましたか。それはなぜですか(少し詳しく)。

○中退を考えたときに、誰かに相談しましたか。

○中退する前に、大学から何らかの支援を受けましたか。(ex. 心理相談、授業料免除、奨学金、アルバイト紹介など)

○どのような支援があったらよかったですか。(ex. 心理相談、授業料免除、奨学金、アルバイト紹介など)

○中退直後は、どのようなことをしたいと思いましたか。(ex. すぐに正社員として就職したい、他の学校へ入学したい、資格をとりたい、特に何もなかった等)

○中退をしたあと、どんなこと(就職活動・アルバイトなど)をしていましたか。

○中退直後は、こういう情報・支援があればよかったですと思ったことはありましたか。(ex. 仕事探しをするための情報・支援、他の学校へ入学するための情報・支援、資格をとるための情報・支援、心の悩みを相談するための情報・支援)

6. 家族構成と教育経験について

○家族構成、兄弟それぞれの進路

○通った小中高校の設置者(国公立、私立)、当時の成績、不登校経験があるかどうか、入試経験(A0入試だったか)など

2-3. 調査対象の属性

つぎに、今回の調査対象者の属性をみておこう。その性別・年齢分布については、表 1-4-2 に、大学在学期間と大学中退後年数については、表 1-4-3 に示したとおりである。

さらに、表 1-4-4 には、大学退学に至った学年と、留年年数を示しておいた。大学退学学年は、留年年数を加算していない数字である。

表 1-4-2 調査対象の性別・年齢分布

年齢	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	計
女		1		1	2	1			1	6
男	1	1	6	2	1	4	1	2		18
総計	1	2	6	3	3	5	1	2	1	24

表 1-4-3 調査対象の大学在学期間と大学中退後年数

		大学中退後年数						計 (人)
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	
大学 在 学 期 間	1年間				1		1	1
	1年半	1	1					2
	2年間		1		1	1		3
	3年間	1				1		2
	3年半	3						3
	4年間		1	1				2
	4年半	2						2
	5年間	2	1					3
	6年間	1	1	1				3
	7年半			1				1
	10年間	1						1
	計(人)	11	5	3	2	2	1	24
(%)	(45.8%)	(20.8%)	(12.5%)	(8.3%)	(8.3%)	(4.2%)	(100.0%)	

表 1-4-4 大学中退時期と大学での留年年数

		大学留年年数						計
		0年間		1年間	2年間	3年間	4年間	
		留年とは無関係	留年決定時					(%)
大学 退 学 学 年	1年生	2			1		3 (12.5%)	
	2年生	5					5 (20.8%)	
	3年生		1	3	2		6 (25.0%)	
	4年生		2	3	3	1	9 (37.5%)	
	6年生						1 (4.2%)	
計	7	3	6	6	1	1	24 人	
(%)	(29.2%)	(12.5%)	(25.0%)	(25.0%)	(4.2%)	(4.2%)	(100.0%)	

大学退学学年についていえば、4年生および薬学部6年生といった、最終学年でもっとも多く、41.7%（10人）を占めている。これに対し、1年生が12.5%（3人）と、最小になっている。

一般的には、大学における中退は、1年生と最終学年で多いことが指摘されている³。今回のサンプルでは、最終学年が多い点に関しては、この指摘と一致する。しかし、1年生については、合致していない。1年生における中退は、大学・学科への不適應をもとにした、進路変更が多いとされる⁴。そして、それらの進路変更の多くは、他の大学・学校への再進学が多いと推測される。これに該当する中退者の抜け落ちていることが、今回のサンプルで、1年生での大学退学者が少ない理由とみなせる。

ついで、大学における留年状況についてみれば、今回のサンプルでは、留年経験者が58.3%（14人）と、半数を越えている。さらに、留年には至らなかったものの、それが確定した段階で大学退学に踏み切った人が、12.5%（3人）存在する。それらの人を加えると、留年絡みの大学退学は、70.8%（17人）にも登ることになる。ここで、一般的に大学中退者のなかに、どの程度の大学留年経験者が含まれるのかについては、管見の許す限り、比較できる調査がないので、今回の調査の数字が高いのか低いのかについては、分からない。

なお、インタビュー調査項目としては、大学への入試方法についても聞いている。しかし、それと、大学中退理由とのあいだには、顕著な関係はみられなかった。

3. 大学中退理由

3-1. 複合的な大学中退理由

それでは、今回のJAIC調査では、大学中退者についてどのような経歴が浮かび上がってくるのだろうか。

まず、表1-4-5で、大学中退理由からみていこう。なお、この集計結果で、「学業的理由+経済的理由」による大学中退者のなかに、本人からの直接証言では、経済的理由についての言及がなかった人2名を含む。具体的にいえば、章末に示した、JAIC調査記録のケース8とケース23である。いずれのケースも、学費・生活費とも本人が奨学金とアルバイトで捻出している。しかも、その原因は、家計の逼迫に求められることは明らかなからである。そして、両ケースとも、大学留年が原因となり4年間の奨学金の受給年限が切れ、奨学金なしで在学しなければならない事態が生じることも、大学中退の大きな要因の一つになった、と推測されるからである。

³ 前掲、小林<編>、2016年、第3章。

⁴ 同上章。

表 1-4-5 大学中退理由

学業的理由	25.0%
大学・学科への不適應	4.2%
学業的理由+大学・学科への不適應	8.3%
学業的理由+進路変更希望	4.2%
経済的理由	4.2%
学業的理由+経済的理由*	33.3%
経済的理由+大学・学科への不適應	12.5%
介護・看護+学業的理由	4.2%
介護・看護+大学・学科への不適應	4.2%
計	100.0% (24人)

* 本人からの直接的証言では、経済的理由についての言及がなかった人2名を含む。

このように、本人が意識していない、あるいは意図的にあえて言及することを避ける事例が存在するとすれば、これらのケースは、アンケート調査集計では、表面的には見えない数字あるいは隠れた数字となる。それゆえ、アンケート調査集計に現れた数字以上に、経済的理由による大学中退は、多い可能性があるといえる。

表 1-4-5 をみると、大学中退理由として、もっとも多いのは、「学業的理由+経済的理由」であり、24人中 33.3%（8人）を占めている。ついで多いのが、「学業的理由」であり、25.0%（6人）となる。以下、3番目が「経済的理由+大学・学科への不適應」で 12.5%（3人）、4番目が「学業的理由+大学・学科への不適應」で 8.3%（2人）とつづく。これ以外の大学中退理由についてはいずれも、4.2%と、1名からの回答があったにすぎない。

上で述べた、本人からの直接証言では、経済的理由についての言及がなかった人2名を、「学業的理由」に分類した場合、「学業的理由」が 24人中 33.3%（8人）となり、「学業的理由+経済的理由」は 25.0%（6人）になる。しかし、「学業的理由+経済的理由」は、この場合でも、2番目に大きな大学中退理由になっている。のみならず、これら以外の大学中退理由を大きく引き離す退学原因になっていることに変わりはない。

その点はさておき、表 1-4-5 に戻れば、何らかの単独原因をもとにした大学中退は、33.3%（8人）[「学業的理由」25.0%（6人）+「大学・学科への不適應」4.2%（1人）+「経済的理由」4.2%（1人）] にすぎないことも分かる。つまり、大学中退理由の多くは、いくつかの要因が絡み合った、複合的なものであることが浮かび上がってくる。

3-2. 大学中退にいたる主要な要因

それでは、複合的な理由を含めて、どのような要因が絡んだ場合に、大学中退に至ることが多いのだろうか。表 1-4-6 は、表 1-4-5 における複合的理由を分解し、大学中退理由を、延べ

数で再集計したものである。

なお、表 1-4-6 には比較のため、ハローワーク来所の大学中退者アンケート調査、WEB 大学中退者アンケート調査の結果をあわせて示しておいた⁵。ただし、これら 2 つの調査と、今回の調査結果の数字を比較するときには、以下の注意が必要である。

第 1 に、ハローワーク調査は、複数回答形式のものであり、大学中退理由項目も、今回の JAIC 調査とほぼ一致している。これに対し、WEB 調査は、複数の大学中退理由について個々に、「あてはまる」、「まああてはまる」、「あまりあてはまらない」、「あてはまらない」の 4 択で回答する形式を取っている。のみならず、WEB 調査の方は、今回の大学中退理由の質問項目とは一致していない。さらに、ハローワーク調査については、そこへの来所者を対象にしているという性格上、大学中退理由のなかの進路変更は、ほぼ就職に限られるものと考えられる。つまり、その点でも JAIC 調査とほぼ対比可能とみなせる。しかし、WEB 調査では、他の学校への進路変更者などが含まれている。

第 2 に、調査対象についても、JAIC 調査では先述したように、サンプルが 20 代に限定されるのに対し、ハローワーク調査では 30 代まで、WEB 調査では、40 代以上のサンプルも含まれている。つまり、時代によって大学中退理由に変化があるとすれば、その点のサンプル・バイアスも存在することになる⁶。

表 1-4-6 大学中退理由（延べ数）

	JAIC調査	ハローワーク調査	WEB調査
学業的理由	79.2%	72.3%	56.2%
大学・学科への不適應	29.2%	36.5%	65.9%
経済的理由*	45.8%	29.6%	30.1%
介護・看護	8.3%	-	-
進路変更希望	4.2%	33.2%	30.6%

表注) * 本人からの直接的証言では、経済的理由についての言及がなかった人 2 名を含む。これら 2 名を除いた比率は、37.5%。

- 1) WEB 調査における退学理由については、以下の項目に関する数字を掲載。
 - ①学業的理由については、「単位が取れず卒業できそうになかったから」。
 - ②大学・学科への不適應については、「勉強に興味や関心がもてなかったから」。
この他、「学校生活に適應できなかったから」は、63.2%。
 - ③進路変更希望については、「仕事をしたいと思ったから」。

⁵ 前掲、小林<編>、2016 年、P.215、P.251。

⁶ 事実、WEB 調査をもとにすれば、2 つの大学中退理由について、世代別に有意差が検出されることが確認されている。1 つが「病気やケガがあったから」という中退理由である。これに関しては、20～30 代、とくに 20 代で、他の年代より高い。もう 1 つが、「しばらく休みたかったから」という中退理由である。これに関しては、20 代で他の年代より高いことが明らかにされている。以上については、前掲、小林雅之<編>、2016 年、P.284 参照。

事実、表 1-4-6 の数字をみれば分かるように、今回の JAIC 調査と、ハローワーク調査、WEB 調査の 3 つの調査間で、大学中退理由の分布にはかなりのバラツキがみられる。つまり、JAIC 調査における調査対象の年齢などの問題に限らず、それぞれの調査に特有のサンプル・バイアスを抱えているとみなせる。

それゆえ、ハローワーク調査、WEB 調査の 2 つの集計結果は、あくまで参考として示したものにすぎないことを、断っておきたい。

表 1-4-6 をみると、学業的理由絡みの中退が 24 人中 79.2% (19 人) を占め、最大の大学中退要因になっている。しかし、経済的理由が一因となる中退は 45.8% (11 人) に達し、第 2 に大きい大学中退理由になっている。ついで、大学・学科への不適応が絡んだ中退が 29.2% (7 人) と、第 3 の大学中退理由になっている。

さらに、ここで特筆しておかなければならないのは、予め中退理由項目を設定して、基本的にはそれら項目の範囲内での集計となるアンケート調査では、浮上してこなかった大学中退理由として、介護・看護が引き金となるケースの存在することである。言い換えれば、いわゆる「介護・看護離職」ならぬ、「介護・看護中退」の存在である。これを理由とする大学中退は、人数としては 2 名にすぎない (ケース 2、ケース 16)。とはいえ、比率でみる限り約 1 割を占め、第 4 の大学中退理由になっている。しかも、この理由を挙げた 2 名は、いずれも女性である⁷。サンプル数が少ないので正確さを欠く指摘にはなるものの、在学者のいる家庭で、家族が介護・看護に迫られたときには、それは女子学生に特有の問題として立ち現れる傾向の強いことが示唆される⁸。

4. 大学中退理由と大学での留年

先に、表 1-4-4 のところでみてきたように、少なくとも今回の大学中退者サンプルでは、大学での留年経験者が半数を越えていた。そこでここで、とくに大学での留年を経験した大学中退者について、少し詳しくみていこう。表 1-4-7 は、大学中退理由と、大学での留年状況についてみたものである。

⁷ 第 1 に、今回のサンプルでは、たとえばハローワーク調査と比べた場合、女性の比率が幾分少ない。第 2 に、今回のサンプルは、介護・看護から開放された人たちに限られる。つまり、現在まだそれから開放されていない人たちは含まれない。これらの点を勘案すると、介護・看護を原因とする大学中退の比率は、もっと高いものと推測される。

⁸ なお、介護離職については、女性のみならず男性の問題としても、取り上げられる場合も多い。しかし、今回の調査結果は、介護は女性の役割という、伝統的家族観が強い日本の現状をもとにして考えれば、介護負担は、家族のなかでまず女性に振り向けられる傾向の強いことを示唆しているとみなせる。だとすれば、介護離職の場合についても、とくに女性の介護可能者がいないときに、男性の問題として顕在化する場合が多いのではないかと推測される。ただし、配偶者を含め、家族に女性の介護可能者がいる場合に、男性の介護離職がどの程度、起こっているのかについては、データが存在しないので、正確なことはいえない。看護の場合についても同様である。

表 1-4-7 大学中退理由と大学での留年年数

(人)

大学中退理由	大学留年年数					計	
	0年間		1年間	2年間	3年間		4年間
	留年とは 無関係	留年 決定時					
学業的理由	1		2	2	1	6	
大学・学科への不適応	1					1	
学業的理由＋大学・学科への不適応	1	1		1		3	
学業的理由＋進路変更希望			1			1	
経済的理由	1					1	
学業的理由＋経済的理由	1	1	3	3		8	
経済的理由＋大学・学科への不適応	1	1				2	
介護・看護＋学業的理由					1	1	
介護・看護＋大学・学科への不適応	1					1	
計	7	3	6	6	1	24	
(%)	(29.2%)	(12.5%)	(25.0%)	(25.0%)	(4.2%)	(100.0%)	

学業的理由以外の要因だけで、大学中退に至った人についていえば、それに該当する人は5名存在する。そのうち1名は、大学での留年が決定した段階での中退者である。具体的にいえば、「経済的理由＋大学・学科への不適応」をもとに大学中退した、ケース5である。しかし、彼を含めて、学業的理由以外の要因だけをもとに、中退に至った人のなかには、大学留年経験者はいない。大学での留年に陥る最大の原因となるものが、学業不振であることを考えれば、当然の結果といえる。

他方、学業的理由が一因となって大学中退に至った人は、計19名存在する。そのうち実に73.7%（14名）は大学留年経験者である。これに、実際の留年にはつながらなかったものの、留年決定段階で大学中退に踏み切った人3名を加えると、その比率は、89.4%（17名）にまで達する。このように、学業的理由による大学中退のきわめて大多数は、大学留年を経由していることになる。しかも、かりに今回のサンプル全体（24人）を母数にとっても、上に示した比率は、それぞれ58.3%、70.8%の多きを占める。だとすれば、留年にまで行き着かないよう、いかに学業不振者対策を講じるかは、大学における重要な中退防止策の一つになる点が示唆される。

さらに、学業的理由と、それ以外の大学中退理由とを複合して、大学での留年との関係をみてみよう。

「学業的理由＋経済的理由」による大学中退者のうち、大学留年経験者は6名いる。そのなかには、留年する前までは、親が学費を負担していたものの、大学留年を契機に親からの援助

が途絶えたというより、正確に言えば、本人がそれを望まなかった結果、その後、経済的に行き詰まったケースも含まれる。ケース 18 が、それに該当する⁹。これは、家計自体がもともと経済的問題を抱えていたがために、大学中退に至ったケースではない。

しかし、「学業的理由+経済的理由」によって大学を中退した、残り 5 名の大学留年経験者についてみれば、そのうち、留年を含めて大学の在学期間が、奨学金の受給期間である 4 年間で越えている人は 2 名存在する。ケース 3 とケース 9 が、それに該当する。これら 2 名の大学留年経験者はいずれも、学費・生活費に関しては、家庭からの経済援助を部分的に受けている人たちに限られる。具体的にみてみれば、ケース 9 に関しては、学費については祖母から、生活費については親から、いずれの経費に対してもその一部にすぎないとはいえ、経済的援助を受けている。また、ケース 3 に関しては、学費の一部についてのみではあるものの、それでも親と祖父からの経済的援助を受けている。それ以外の 3 名の大学留年経験者（ケース 4、ケース 11、ケース 23）については、学費・生活費とも家庭からの経済的援助を受けていない人たちである。そして、大学在学年数は 4 年以下、つまり奨学金の受給期間の範囲内に留まっている¹⁰。

さらに、以上の 5 名の大学留年経験者についていえば、章末に示した、JAIC 調査記録をもとに、家庭の事情をつぶさにみると、全員が、経済的に苦しい家計出身者であることが分かる。以上の点は、大学での留年を経験していない大学中退者 2 人（ケース 8、ケース 17）についても当てはまる¹¹。つまり、「学業的理由+経済的理由」による大学中退者のほとんどは、もともと経済的問題を抱えていた家計出身者であるとみなせる。

このため、「学業的理由+経済的理由」による大学中退者のなかには、経済的理由から長時間のアルバイトを行わざるをえず、その影響で学業を犠牲にせざるをえなかった人も少なくない。まさしく経済的問題を起点として、それが複合的な大学中退理由につながっていく典型例といえる。ケース 3、ケース 9、ケース 17、ケース 23 が、その例である。さらに、ケース 4 も、そこに加えてよいと考えられる。のみならず、そのなかには、ケース 3 のように、多分にアルバイトの影響で、「大学の成績が悪すぎて、授業料免除は受け」ることができなかった場合

⁹ なお、ケース 22 については、最大在学期限での卒業が困難であることが判明し、親が学費を払わないと通告してきた点が、大学中退理由になっている。このケースに関しては、経済的問題が生じなくとも、いずれは退学もしくは除籍になることは確実であるので、経済的理由は、退学の一因とみなさず、学業的理由だけを大学中退理由とするグループに分類した。しかし、厳密に言えば、このケースも、ケース 18 に類似する事例とみなすことも可能である。

¹⁰ なお、JASSO 奨学金の受給基準では、大学留年時には原則として、給付が打ち切りになることになっている。しかし、たとえばケース 11 は、1 年生時に 2 年間留年を経験した後の在学 3 年目になって、「奨学金の受給停止が決まった 6 月に中退を決意」している。彼によれば、「留年 1 年目に奨学金受給が停止されていれば、もっと危機感をもてた可能性がある」、と述べている。彼が経験した留年は、4 年間で卒業見込みのあるものだったのかどうかを含めて、JASSO 奨学金の受給基準との関係は不明である。

¹¹ このことは、次の点からも裏づけられる。第 1 に、これら計 7 名のうち、1 名は新聞奨学生、残り 6 名は JASSO 奨学金の受給者である。つまり全員が、奨学金の受給者である。しかも、第 2 に、JASSO 奨学金受給者のなかで、第 2 種奨学金受給者は、ケース 8 とケース 23 に限られる。つまり、ケース 3 とケース 9 のように、家庭から学費もしくは生活費の一部に対する援助を受けている場合を含めて、4 名が、第 1 種奨学金受給者だからである。なお、新聞奨学生であるケース 4 については、改めて説明するまでもないはずである。

も存在する。経済的問題が学業問題に影響し、さらにそれが経済的問題に跳ね返っていくという悪循環の好例といえる。

経済的理由が一因となって大学を中退した人としては、以上の他、「経済的理由」を単独の要因として退学した人が、1名存在する（ケース 15）。さらに、「経済的理由＋大学・学科への不適合」が重なって退学した人が、2名いる（ケース 5、ケース 20）。このうち、ケース 5は、大学留年が決定した段階での、親からの経済的支援打ち切りを原因とする大学中退である。しかし残り 2 ケースについてはいずれも、家計急変による経済的理由が主要因になった大学中退であり、大学での留年経験は当然ない。

5. 大学による中退防止支援とハローワークへの評価

それでは、大学における中退防止に重要な役割を果たすと考えられる、中退に至るまでの大学による支援に関しては、大学中退者はどのような評価を下しているのだろうか。

たとえばケース 11 のように、好意的な評価をしている大学中退者もいる。しかし、このケースをほとんど唯一の例外として、大学中退者からの評価はきわめて低い。第 1 に、実際に相談に行った経験をもつ大学中退者からの評価としては、その対応のまずさを指摘する声にはほぼ限られる。第 2 に、大学による支援など、はなから期待していなかったのも、相談に行こうとも思わなかったという、食わず嫌いな評価を下していた大学中退者も多い。第 1 のタイプのような悪評をもとに、事務不信に関する噂が学生のあいだで広がっている結果、第 2 のタイプのような評価がもたらされているとすれば、それは、大学側の「中退防止を目的とした」学生支援体制における大きな課題になる¹²。

ここで、大学側の学生支援に対する食わず嫌いな評価が発生する一因として、情報ギャップの問題が存在する可能性の高いことは重要である。たとえば、経済的理由によって中退した、ケース 15 は、経済的支援についての知識は、もっていない印象を受けたが、彼は、大学側の学生支援として、「入学段階での、とくに経済面での支援制度の案内を要望」している。また、経済的理由が学業的理由に連鎖する形で退学に至った、ケース 17 のように、「大学生活で困った問題が出てきたときに、どのような支援があり、どこへ行けばよいかという情報がまったくなかったし、そのためのガイダンスも、少なくとも記憶に残るような形ではなされていない」と述べている大学中退者も存在するからである。「経済的理由＋大学・学科への不適合」が中退の原因となった、ケース 5 も同様に、「そもそも支援があることを知らなかった」ので、「どのような支援があるかに関する情報」が欲しかった、と慨嘆している。

こうしてみると、入学時のみならず、その後も日常的に、このような情報ギャップを解消し

¹² 以上に示した、中退に至るまでの大学による支援に対しての評価の低さは、あくまで中退にまで至った人の言い分だけをもとにしたものである。大学による支援によって中退を回避できた人の評価は、当然それと異なる可能性が高いと推測される。「中退防止を目的とした」学生支援体制と記述したのはそのためである。この点は、以下の情報ギャップの問題、ハローワークへの評価の低さについても同様である。

ていくことも、経済的問題を中心として、さまざまな問題を抱える学生に対する、大学側の支援体制における大きな課題になる。

また、ハローワークによる就職支援も、今回のサンプルによる評価は低いことだけ、補足として指摘しておきたい。その理由としては、ケース 18 のように、「就職斡旋システムは、見づらかった」という技術的な問題のみならず、ケース 17・ケース 21 のように、対応がどこか他人的で、親身ではなかったとの評価がある。この他、ケース 14 のように、「何回か行ったが、就職活動しているという実感が湧かなかった」。あるいは、ケース 8 のように、そもそも「親の実体験から、大した仕事はないから、行っても無駄と止められた」、という声も聞かれた。

なお、厚生労働省系の独立行政法人で就労支援にも携わっている、一人の職員から個人的に直接聞いた話をもとにすると、ハローワークによる就職支援を、その具体的詳細までは不明であるものの、濫用しようとする人も存在するため、とくに首都圏では、事務的な対応に務めている場合も多いという。そして、地域によっては、必ずしもそうでない場合も少なくないという。だから、以上については、あくまで今回のサンプルに限られる補足として指摘するに留めておきたい。

6. 本章のまとめ

それでは最後に、今回の調査で明らかになった点のまとめを行っておこう。

(1) 複合的な理由を含めて、どのような要因が絡んだ場合に、中退に至ることが多いのかといった点を確認するために、複合的理由を分離し、大学中退理由を、延べ数で再集計してみた。その結果をもとにすると、24 人中、学業的理由絡みの中退が約 8 割 (19 人) を占め、最大の大学中退要因になっている。しかし、経済的理由が一因となる中退は 5 割弱 (11 人) に達し、第 2 に大きい大学中退理由になっている。ついで、大学・学科への不適合が絡んだ中退が約 3 割 (7 人) と、第 3 の大学中退理由になっている。

(2) 経済的理由が一因となる大学中退については、留年をもとにした家庭からの経済的援助打ち切りによって大学を退学した人が 2 名存在する。しかし、それを除く 9 ケースについては、経済的に苦しい家計出身者であるか (7 ケース)、家計急変 (2 ケース) が、大学中退の原因となっている。大学留年をもとにした家庭からの経済的援助打ち切りの問題は別とすれば、家計の逼迫、および家計急変といった、本人の自助努力・責任に帰すことがほとんど不可能な経済的理由をもとにした大学中退は、今回の退学者サンプル全員 (24 人) の 37.5% (9 人) を占めることになる。

(3) アンケート調査をもとにした、これまでの分析では、浮上してこなかった大学中退理由として、介護・看護が引き金となるケースの存在することが明らかになった。言い換えれば、いわゆる「介護離職」ならぬ、「介護中退」の存在である。これを理由とする大学中退は、人数としては 2 人にすぎない。とはいえ、比率でみる限り約 1 割を占め、第 4 の大学中退理由になっている。しかも、この理由を挙げた 2 名は、いずれも女性である。サンプル数が少ないので

正確さを欠く指摘にはなるものの、在学者のいる家庭で、家族が介護・看護に迫られたときには、それは女子学生に特有の問題として立ち現れる傾向の強いことが示唆される。

(4) なお、今回の調査では、ハローワーク来所の大学中退者アンケート調査、WEB 大学中退者アンケート調査の結果と比べて、中退理由としては、経済的理由を一因とする人の比率がかなり高く出ている。この点を含めて、今回の調査、およびハローワーク調査、WEB 調査の3つの調査間で、大学中退理由の分布にはかなりのバラツキがみられる。つまり、3つの調査とも、それぞれの調査に特有のサンプル・バイアスを抱えているとみなせる。

しかし、そのサンプル・バイアスの問題を越えていけば、本人からの直接証言では、経済的理由についての言及がなかったものの、大学中退理由としては、経済的理由が明らかに絡んでいると推測できる人も存在した。このように本人が意識していない、あるいは意図的にあえて言及することを避ける事例が存在するとすれば、これらのケースは、アンケート調査集計では、表面的には見えない数字、あるいは隠れた数字となる。それゆえ、アンケート調査集計に現れた、経済的理由による大学中退は、過小な比率である可能性が高いといえる。

(5) 大学中退理由の組み合わせをみれば、何らかの単独原因をもとにした中退は、24人中、33.3% (8人) [「学業的理由」25.0% (6人) + 「大学・学科への不適応」4.2% (1人) + 「経済的理由」4.2% (1人)] にすぎない。つまり、大学中退理由の多くは、いくつかの要因の絡み合った、複合的なものであることが浮かび上がってくる。

(6) 複合的・単独のものを含めた大学中退理由として、もっとも多いのは、「学業的理由+経済的理由」であり、24人中、33.3% (8人) を占めている。ついで多いのが、「学業的理由」であり、25.0% (6人) となる。以下、3番目が「経済的理由+大学・学科への不適応」で12.5% (3人)、4番目が「学業的理由+大学・学科への不適応」で8.3% (2人) とつづく。これ以外の大学中退理由についてはいずれも、4.2%と、1名からの回答があったにすぎない。

(7) 「学業的理由+経済的理由」による大学中退者のなかには、経済的理由から長時間のアルバイトを行わざるをえず、その影響で学業を犠牲にせざるをえなかった人も少なくない。まさしく経済的問題を起点として、それが複合的な大学中退理由につながっていく典型例といえる。のみならず、そのなかには、多分にアルバイトの影響で、大学の成績が悪すぎて、授業料免除を受けることのできなかった場合も存在する。経済的問題が学業問題に影響し、さらにそれが経済的問題に跳ね返っていくという悪循環の好例といえる。

(8) 今回の調査では、24人中、大学留年経験者が6割近く (14人) に達している。さらに、留年には至らなかったものの、それが確定した段階で、大学退学に踏み切った人も約1割 (3人) 存在する。それらの人を加えると、大学における留年絡みの退学は、約7割 (17人) にも登ることになる。なお、一般的に大学中退者のなかには、どの程度の大学留年経験者が含まれるのかについては、管見の許す限り、比較できる調査がないので、今回の調査の数字が高いのか低いのかに関しては、分からない。

(9) 学業的理由以外の要因だけで、大学中退に至った人についていえば、大学での留年が決

定した段階での中退者が1名存在する。しかし、その人を含めて、大学留年経験者はいない。大学において留年に陥る最大の原因となるものが、学業不振であることを考えれば、当然の結果といえる。

他方、学業的理由が一因となって大学中退に至った人19名のうち、実に7割以上(14名)は大学留年経験者である。これに、実際の留年にはつながらなかったものの、留年決定段階で大学中退に踏み切った人3名を加えると、その割合は、9割近く(16名)にまで達する。このように、学業的理由による大学中退のきわめて大多数は、大学での留年を経由していることになる。しかも、かりに今回のサンプル全体(24人)を母数にとっても、上に示した割合は、それぞれ約6割、約7割の多きを占める。だとすれば、留年にまで行き着かないよう、いかに学業不振者対策を講じるかは、大学における重要な中退防止策の一つになる点が示唆される。

(10) 大学における中退防止に重要な役割を果たすと考えられる、中退に至るまでの大学による支援に関しては、大学中退者からの評価はきわめて低い。第1に、実際に相談に行った経験をもつ大学中退者からの評価としては、その対応のまずさを指摘する声にほぼ限られる。第2に、大学による支援など、はなから期待していなかったのも、相談にいかうとも思わなかったという、食わず嫌いな評価を下していた大学中退者も多い。第1のタイプのような悪評をもとに、事務不信に関する噂が学生のあいだで広がっている結果、第2のタイプのような評価がもたらされているとすれば、それは大学側の「中退防止を目的とした」学生支援体制における大きな課題になる。

(11) 大学側の学生支援に対する食わず嫌いな評価が発生する一因として、情報ギャップの問題が存在する可能性の高いことは、重要である。たとえば、(a)大学側の学生支援として、「入学段階での、とくに経済面での支援制度の案内を要望」する声が聞かれた。また、(b)「大学生活で困った問題が出てきたときに、どのような支援があり、どこへ行けばよいかという情報がまったくなかったし、そのためのガイダンスも、少なくとも記憶に残るような形ではなされていない」、と述べている大学中退者も存在する。さらに、(c)別の中退者からは、「そもそも支援があることを知らなかった」ので、「どのような支援があるかに関する情報」が欲しかった、と慨嘆する声も聞かれたからである。ちなみに(a)は経済的理由による大学中退者、(b)は経済的理由が学業的理由に連鎖する形で大学退学に至った中退者、(c)は「経済的理由+大学・学科への不適合」を退学原因とする大学中退者、である。

こうしてみると、入学時のみならず、その後も日常的に、このような情報ギャップを解消していくことも、経済的問題を中心として、さまざまな問題を抱える学生に対する、大学側の支援体制における大きな課題になる。

付表. JAIC 調査記録 (主要調査項目の抜粋)

ケース	性別	JAICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
1	男	インターネット	地方私立大学	建築系	実家	学業的理由 (必修科目担当教員との折り合い。留年時にも同じ教員の授業を再履修しなければならなかった。)	6年間在籍(2年留年)	契約社員→正社員	親	奨学金+アルバイト+親	第2種5万円	①3年目に休学したため打ち切り。 ②返済中(そのため現在、生活が苦しい)。	学生相談センターにも行ったが、当たり障りのないことしか言わず、役に立たなかった。		
2	女	父親がインターネットをみて	東京私立大学	薬学系	実家	介護・看護(母親)を原因とする学業的理由	6学年、10年間在籍(4年間留年)	資格取得の勉強(数カ月間)	奨学金+親	親	第1種か第2種5万円	①父親から借りてくれたと言われた(当時、兄も薬学都在学、弟妹2人は私立高校在学)。②返還猶予申請中。	大学に相談することはなく、しようとも思っていなかった。		
3	女	インターネット	東京私立大学	薬学系	実家	学業的理由+経済的理由 (①高校成績もきわめて悪かったが、母親の希望で薬学系進学。②アルバイトをせずにすら学業に専念できた可能性があると思う。③大学の成績が悪すぎで、授業料免除は受けられなかった。④留年したときに、下の学年のクラスで学習することに対する精神的苦痛。)	3学年、5年間在籍(2年間留年)	就職のための自動車免許の取得(数カ月間)	奨学金+親+祖父	アルバイト	第1種・第2種併用12万円+入学金	①奨学金を借りなければ進学できなかった。 ②返還猶予申請中。	手厚い落ちこぼれ対策はなかった。		
4	男	インターネット	東京私立大学第2部	工学系	寮(新聞奨学生)	経済的理由をもとにした学業的理由 (①高校時代に父親がリストラされた低所得層の父子家庭。②レポートが溜まり、他の勉強に時間を割けなくなった。③家庭からの大学進学に対する応援はなし。)	3学年、4年間在籍(1年間留年)	アルバイト(1年間)	新聞奨学金	新聞奨学金としての仕事	新聞奨学生		①時間的理由で大学の相談室を利用できなかった。 ②長期休暇の廃止と履修期間の延長(履修上の問題で、夜間だけで単位を揃えることは不可能だった)。		①親の収入がない人でも大学進学できるように欲しい。 ②学費の引き下げ。 ③国の教育費負担の増加。

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
5	男	インターネット	首都圏私立大学	経済系	実家	経済的理由+大学・学科への不適応 (①働きたくなかった。②大学に合わない家に近い大学に進学。③大学に合わない活動は楽しかったが、学科には興味もてなかった。) (大学を4年間で卒業することが、親が学費の半額を負担する条件。)	3学年の3月に留年が決定された段階。	アルバイトなし ながら公務員試験の勉強(3年間)→就職活動(半年)→正社員(半年)	親+アルバイト	親	知らなかった。知っても、借金ゆえ、利用しない。		①学習面での悩みはあったが、相談などしないのが普通と思っていた。 ②授業アンケートに悩みを書いてみたが、反応はなかった。 ③そもそも支援があることを知らなかった。 ③どのような支援があるかに関する情報。		
6	女	インターネット	地方国立大学	工学系	実家	学業的理由 (学業への興味喪失に加え、アルバイトを始めて勉強をしなくなった。)	2学年の末	アルバイト+趣味・遊び(3年間)	親	親					中退者に対する就職の仕方の情報。
7	女	インターネット	東京私立女子大学	国際系	実家	学業的理由+大学・学科への不適応 (①入試での挫折をもとにした。不本意進学先。②面白い授業がなかった。③通学時間が長かった。④アルバイトは面白かった。⑤女子大の雰囲気は合わなかった。)	2学年の3月末	アルバイト(1年間)	親	親			期待していない。		①就職の仕方の情報。 ②中退という経験を払拭できるチャンス。

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望		
8	男	インターネット	東京国立大学	理工学系	実家（経済的理由もあり、片道2時間の遠距離通学）	学業的理由（+経済的理由） (1)4年間の卒業が困難になった。 (2)学問分野への興味・関心ではなく、得意教科だけをもとに大学を選択したため、学科の勉強に興味をもてなくなった。 (3)囲碁・サークルに熱中し、学科の勉強に必要な知識を忘却した。 (4)大学に行くと講義を受けるという習慣が喪失。 【本人は奉じていないが、奨学金がもらえなくなるためという、経済的理由も絡んでいてはならないかと推測される】 (1)母親は介護職に就いているが、父親は定年退職して、医療費・介護費がかかるのみならず、妹も短大在学中のため、実家の貯金はほとんどゼロ。 (2)スマートフォンをもっていない。このため友人関係の構築でも苦労。 (3)学費が安いことを勘案して、国立大学を志望。	4学年の秋(2年生段階です)で修得単位数は少なかつた)	塾アルバイト(半年)	奨学金+アルバイト	奨学金+アルバイト	奨学金+アルバイト	奨学金+アルバイト	第2種8万円	返還の仕方がよく分からないので不安。	①中退するときに、学生支援課。 ②単位取得の支援は存在したかもしれないが(実験の単位を修得するための、レポート作成指導など)、学業に興味がなくなくなっていったので、利用は考えなかった。	親の実体から、大した仕事はないから、行っても無駄)と止められた。	就職活動の仕方に関する情報。
9	男	インターネット	首都圏私立大学	薬学系	一人暮らし	学業的理由+学業的理由 (1)母子家庭、現在、大学1年生の妹あり。 (2)2年間留年し、これ以上、親に負担をかけたくなかつたので、就職しようと考えた。 (3)親に負担をかけた大学へ進め、特待生として合格したアルバイト→授業へ行くのがつらかつた。 (4)週3~4日夜勤のアルバイト→授業へ行くのがつらかつた。 (1)勉強の仕方が分からなかつたこともあり、勉強が難しかつた。	在籍5年 目(2年間留年)となる、3学年の5月	首都圏でフリーター(約2カ月)→中部圏の実家に帰る、アルバイト(約1カ月)	奨学金+祖母(親が奨学金を使いながら)	親+アルバイト(家賃の大きな出費については、光熱費などは、アルバイト。)	第1種+特待生の授業料免除(年間約200万円のうち約40万円)	進級のためのハールドルが高すぎ、留年率が高すぎる。 【留年生に対する、学費負担の軽減への配慮に関する不満である印象】					中退後支援があつたとしても、利用しなかつたと思う。経済的支援だけでなく、就職を保証してくれるまでの支援をして欲しい。

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
10	男	インターネット	東京私立大学	理工学系		大学・学科への不応による学業的理由 (①学科の学修内容が、イメージしていたものとずいで1年生のときから、かなり齟齬があった。②不応の思いが強くなった3年生のときから、週3～4日アルバイトを入れるようになった。③4年生になり、4年間の卒業が無理と判明したのを機に中退。)	4学年の9月	直ちにJAIIC登録	親	親		親の所得が、受給基準以上であった。	①学科の先生に相談したのみ。 ②大学に中退を申し出て、キャリアセンターの利用を含めて、大学側からは助言はなかった。		
11	男	インターネット	東京国立大学	理工学系	一人暮らし	学業的理由＋経済的理由 (①語学以外の基礎科目、専門科目の成績は悪くなかったが、語学のために、3年連続進級できないことが判明した、②奨学金の受給停止が決まった6月に中退を決意。)	1学年、在籍3年 目。現在、大学休学中	ハローワークや東京仕事センターにも足を運んだ	奨学金	親	第1種	①留年1年目に奨学金受給が停止されていたが、そこを利用。もともと危機感もなかった可能性がある。②返還に不安はない。	①休学をきっかけに、学生相談室の利用を薦められ、そこを利用。 ②そこでは、ハローワークや東京仕事センターを薦められた。 ③休学中も利用できたので、学生相談室があることは、よかった。 ④ただし、授業についていけない学生のための学修支援はなかった。 ⑤振り分けられたクラスによって単位取得の容易さに差があるにもかかわらず、語学のクラスが選べなかったこと。	利用経験あり。	
12	男	インターネット	東京国立大学	工学系	一人暮らし	学業的理由 (必修科目を落して進級できなかったことが、最大の原因。)	3学年、在籍4年 目(1年間留年)	九州の実家に戻り、アルバイト(約3カ月)→オーストラリアでウオーキングホリデー(約1年半)	親	親＋アルバイト					中退者の求人採用枠が高卒扱いになるかなどの、就職情報。

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
16	女	テレビの番組をみていた母親が紹介し、ほぼ同じ時期に入ったチラシをみて。	東京私立大学	人文系	実家	介護士・大学・学科への不適合 (①クラスメイトとの友人関係の性格的不一致。②自分が学びたかった専門の授業が、学科の特徴として、ほとんど開講されていなかった。③大学へは行くものの、授業には出席せず、ほとんど図書館で本をよむという、1大学内引きこもり状態。④母親の急病を機に、その介護のため退学。なお、父親と兄がいるが、正社員のため介護不可能。)	2学年	母親の病院支援(1年半)→派遣社員(半年)→祖父母の介護	親	親			以下のような支援を要望。 ①中退した場合にどのような進路があるかなど、将来のキャリアパスに関する情報支援。 ②他大学への転入学の情報、クラスメイトと一緒に受講する必要があるかない、オンライン授業があればよかった。		自己分析の仕方や、転職を含めたキャリアデザインへの提示など、大学資格がなくともキャリアを築ける道筋の助言。
17	女	電車広告	東京私立大学	家政系	一人暮らし	経済的理由を理由として学業的理由 (①大学入学後に一人暮らしを希望したときに、母親から、学費を含めてすべて自己負担するように言われた。②妹・弟の2人が、中等教育在学中であったこともあり、自立したかった。③母子家庭であるが、母親は同居中のパートナーの収入によって生活。④経済的理由のためのアルバイト(平日はほぼ毎日17~22時まで、休日は17~22時まで、仕事)で、学業を犠牲にせざるを得なかった。⑤取得しなければならぬ単位数が多すぎた。⑥高校時代は文科系であったが、学科の授業内容が理系的であった。)	1年生の夏に除籍退学	アルバイト(2年間)をしながら、学生時代からつづけていたボイスレスズン(数カ月間)	アルバイト	アルバイト		借金になるので、借りたくなかった。	大学生活で困った問題が出てきたときに、どのような支援があり、どこへ行けばよいかという情報がまっただけなかつたし、少なくとも記憶意に残るような形ではなされていない。	どこか他人事的対応で、親身に相談に乗ってくれなかつた印象を受けた。	
18	男	インターネット	東京私立大学	社会学系	実家	学業的理由+経済的理由 (①大学6年次には、卒業にも合格し、あと10単位取得すれば、卒業できるところまで来ていたが、経済的に自活が苦しくなり退学を決定。②親に相談すれば学費は親が出してくれただけで、意地もあり、頼まなかつた。③パソコン実習など、出席重視の必修・選択必修の単位が不足していた。)	6年間に留年した(2年)、4年間の10月	カラオケ店でアルバイト(1年間)→その店から店長として正社員採用の話もあったが、夜勤が多、休みが取れないことなどを勤めしめて辞退。	親(留年が決まっていたので、以降はアルバイトで)	アルバイト			学生支援部などに相談に行っても対応してもらえなかつた印象を受け、どうせ大学は大した支援をしていないだろうと諦め、その後はまっただけで利用していない。	就職斡旋システムは、見づらかつた。	①中退者に対する企業による評価を知る機会の提供。 ②大学へ再進学するための支援。 ③実際に就職に行き着けるまで親身になって面倒を見てくれる、キャリア支援。

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
19	男	インターネット	首都圏私立大学	児童系	実家	大学・学科への不適應 (①1年生のときに、実習にむけた事前授業では、実習現場で役立つ授業を聞けると思っていたが、期待と異なり、興味のもてない授業が増加していき、欠席が増えいった。②軽音サークルに所属していた自分とは異なり、学料のサークルに所属しては、スポンサー系サークルに所属しており、気安く話かけることのできる友人がいなかった。)	2年生の夏休み前に除籍退学	1日8時間、週3～4日アルバイト(1年間)	家庭	家庭	第1種6万円	経済的負担感はないものの、借金であるので、心理的負担感はある。	授業への出席が目立つようになつたから、学生支援課から、一度相談にいかないかとの電話連絡を受け、1度だけ相談に乗ってもらつた。そときの対応は悪くはなかつたが、その後、支援は受けていない。		就職に対するアドバイス。
20	男	先にJAIIC通つていた彼女の推薦(彼女は、インターネットで)	首都圏私立大学	工学系	一人暮らし	学業的理由+進路変更希望 (①1年次の授業は、商業高校で習つた、すでに知っている内容のものが多かった。そのため授業を安易に考え、授業に出なくなつていった。それをつづけたため、その後、授業内容がより専門的になつたときに、難しく授業についていけなくなつた。②競技(社交)ダンス・クラブに所属していたが、プロの競技ダンサーになりたとも思うようになつた。)	5年間在籍した(2年時に留年)、4学年の9月	退学後ほぼJAIICをおかずJAIIC登録。	親	親		部活関連のことで交渉したときに、大学事務は、学生の立場に立つた対応をしてくれることがほとんどなく、事務不信が募つていたので、利用していない。			
21	男	母親の助言をもとに、インターネットで	東京私立大学	工学系	実家	経済的理由+大学・学科への不適應 (①母親が、学費を揃うためアルバイトに出た。②アルバイト収入から、授業期間中は3万円を、夏休み中は6万円を家に入れていた。④妹が私立のスポーツ名門高校に入学し、遠征費用などを含め、多額の学費が必要になつた。⑤しかもその妹の入学と同時に、祖父の死により、何らかの理由で家計の経済事情が悪化したのを、親は直接話してくれなかったものの、薄々感じた。) (①大学の授業がつまらなかつた。②大学は物事を考究する場だと期待していたのに、専門科目以外は、知識をノートに書き写すだけの詰め込み授業が多かつた。なかには練習問題を配つてそれを解かせるだけの授業もあった。)	2学年の夏休み後	退学後ほぼJAIICをおかずJAIIC登録。	親	親+アルバイト		授業料減免制度があることは知らなかつた。	①家庭の私事情を、人に話すことには抵抗があつたので、相談には行かなかつた。 ②すべては自己責任の世界と考えるので、大学には期待していない。	職を探してくれるが、後は勝手に合った具合に、対応がどこか他人事のように感じた。	

ケース	性別	JAIICを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIIC登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望	
22	男	彼女からの口コミ情報	首都圏私立大学	工学系	一人暮らし	学業的理由 (①)大学7年生のときに、在籍期限の8年間で卒業できないことが判明し、親が学費を払わないと通告してきた。②遊びを覚え、飲酒・外食が増え、それらを含めた娯楽・交遊費を稼ぐため、2年生の後半からアルバイトを始め、さらに同じ大学を中退した友人の影響も受け、夜型になった。③3年生の後半からはアルバイト中心の生活。④1年生のときの授業が、高校時代の繰り返しだった。⑤1年生の授業をなめてしまった。))	4学年、在籍7年目の秋	8～16時まで、アルバイト(1年半)、就職活動はしていない。	親	奨学金(大学5年生以降は、アルバイトのみ)	親+奨学金(大学5年生以降は、アルバイトのみ)	市町村の大学生向け奨学金	①親が返済中。 ②奨学金の返済について、よく知ろうとしなかった。そのため、分からなかったため、親に任せていた。	①大学に支援を期待するまでの気持ちは、大学に對してもなかった。 ②学生番号の知れぬまま名簿が、教卓においてあり、他の学生に、留年生であることが知られてしまうのが辛かった。		①中退してから就職するまでの経済的支援。 ②就職活動の行いの方などの、中退後のキャリア情報支援。
23	男	インターネット	東京私立大学	工学系	実家	学業的理由(+経済的理由) (①)2年生のときに勉学についていけなくなり、1年間留年。3年生に上がった段階の前で、ふたたび勉学についていけなくなり、退学を決定。②高校時代には、英語・数学は得意だったが、それ以外の教科の成績は壊滅的だったため、理科系学部を志願。③退学した大学へは、合格できそうな大学がなく困っていたところに、友人が受験すると聞いたので受験。④高校が進学校だったので進学したが、高校で就職した方がよかつたとも思う。)	3学年、在籍4年 目(2年時1年間留年)の後期前くらい	ハローワークをとおしての就職先探しをへて、退学後しばらくの間をおかずJAIIC登録。	奨学金+アルバイト	奨学金+アルバイト		返還猶予中。	大学には、とくに期待していない印象。	1回訪れ、職業検査の検索は行ったが、相談はしなかった。		

ケース	性別	JAIcを知ったきっかけ	中退大学	学科系統	大学時代居住形態	中退理由	中退時期	JAIc登録以前の中退後の活動	学費負担者	生活費負担者	奨学金	奨学金関連補足	中退前の支援と要望	ハローワーク	中退者支援への要望
24	男	父親がJAIcのチラシをもってきて、薦められた	東京私立大学	法学系	実家	<p>学業的理由①大学・学科への不応 (アルバイトをしすぎて、必修単位を落とし、2回留年したことが、直接の中退決意の理由。)</p> <p>①中退は、ずっと以前から考えていなかった。②大学へはあまり行っていない。③ゼミの形でも知らなかつた。④ゼミのサークルにも所属してなかった。⑤大学内での人間関係は希薄であった。⑥近頃の武術講習所こそが、友人関係的にも、居場所の一つになっていた。⑦大学の教員とは話したこともない。⑧本当は、放送作家になりたくて、専門学進学を希望していたものの、親が大学への進学にこだわらなかった。法学部に進学したのも、法律に興味があったわけではなく、親が就職に有利だと言ったので、選択。⑨放送作家への夢も消えていない。</p>	<p>現在、4年中(2回、留年を経験)。その夏の夏に中退を本格的に考えるようになった。</p>		親	月8〜10万円の収入があったアルバイト(生活費の一部は、親に頼めば、出してくれたが、親もアルバイト経験くもらいもった方がよいという考えだった)		<p>父親が借金は嫌いで、奨学金を受けるといふ発想がなかった。</p>	<p>①キャリアセンターや相談室などは、まったく利用しなかった。②欠席が続くと、大学から連絡が入るといふ話を聞いていたが、その状態に陥った2年生時には、そのような手はまったくなかった。③キャリアセンターから就職活動に関する連絡があったが、自分が留年していることすら知らなかったようだ。</p>		